

広島県告示第九百三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県世羅郡世羅町小国、同町黒川、同町山中福田、同町下津田、同町上津田、同町長田、同町中及び同町吉原地内					
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十年法律第八十四号）で定める事項	
金光（四〇五二―一）	急傾斜地の崩壊	金光（四〇五二―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
金光（四〇五二―一）	急傾斜地の崩壊	金光（四〇五二―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
小国保所（八一〇―一）	急傾斜地の崩壊	小国保所（八一〇―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
小国保所（八一〇―二）	急傾斜地の崩壊	小国保所（八一〇―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
津田小校（八一―一）	急傾斜地の崩壊	津田小校（八一―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
津田小校（八一―二）	急傾斜地の崩壊	津田小校（八一―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
末森（八一―二）	急傾斜地の崩壊	末森（八一―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
町営住（八一―一）	急傾斜地の崩壊	町営住（八一―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
町営住（八一―二）	急傾斜地の崩壊	町営住（八一―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
町営住（八一―三）	急傾斜地の崩壊	町営住（八一―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり

横坂(一一二九四―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	横坂(一一二九四―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
横坂(一一二九四―三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	横坂(一一二九四―三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
横坂(一一二九四―四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	横坂(一一二九四―四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
横坂(一一二九四―五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	横坂(一一二九四―五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
河原田(一一二九七―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	河原田(一一二九七―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
河原田(一一二九七―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	河原田(一一二九七―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
河原田(一一二九七―三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	河原田(一一二九七―三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
河原田(一一二九七―四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	河原田(一一二九七―四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
河原田(一一二九七―五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	河原田(一一二九七―五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
河原田(一一二九七―六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	河原田(一一二九七―六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
河原田(一一二九七―七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	河原田(一一二九七―七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
河原田(一一二九七―八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	河原田(一一二九七―八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

小出平(二八二六―二八二六―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	小出平(二八二六―二八二六―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小出平(二八二六―二八二六―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	小出平(二八二六―二八二六―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小出平(二八二六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	小出平(二八二六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥谷(二八二五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	奥谷(二八二五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
溝熊(二八二四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	溝熊(二八二四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
十王堂(二八二三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	十王堂(二八二三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石風呂(二八二二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	石風呂(二八二二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
菅田(二八二一八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	菅田(二八二一八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
菅田(二八二一七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	菅田(二八二一七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
菅田(二八二一六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	菅田(二八二一六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
菅田(二八二一五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	菅田(二八二一五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
菅田(二八二一四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	菅田(二八二一四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
菅田(二八二一三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	菅田(二八二一三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
菅田(二八二一二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	菅田(二八二一二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
菅田(二八二一一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	菅田(二八二一一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
菅田(二八二一〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	菅田(二八二一〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
金剛地(二八二〇―二八二〇―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	金剛地(二八二〇―二八二〇―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

大谷川左支 川（五五三 九）	土石流	次の図のとおり	大谷川左支 川（五五三 九）	土石流	次の図のとおり
大谷川左支 川（五五三 九隣a）	土石流	次の図のとおり	大谷川左支 川（五五三 九隣a）	土石流	次の図のとおり
大谷川左支 川（五五三 九隣b）	土石流	次の図のとおり	大谷川左支 川（五五三 九隣b）	土石流	次の図のとおり
大谷川左支 川（五五四 〇）	土石流	次の図のとおり	大谷川左支 川（五五四 〇）	土石流	次の図のとおり
十丁場川（ 五五四一）	土石流	次の図のとおり	十丁場川（ 五五四一）	土石流	次の図のとおり
中村川右支 川（五五四 二）	土石流	次の図のとおり	中村川右支 川（五五四 二）	土石流	次の図のとおり
中村川左支 川（五五四 三）	土石流	次の図のとおり	中村川左支 川（五五四 三）	土石流	次の図のとおり
中村川左支 川（五五四 三隣a）	土石流	次の図のとおり	中村川左支 川（五五四 三隣a）	土石流	次の図のとおり
中村川左支 川（五五四 三隣b）	土石流	次の図のとおり	中村川左支 川（五五四 三隣b）	土石流	次の図のとおり
山福田川右 支川（八四 五八）	土石流	次の図のとおり	山福田川右 支川（八四 五八）	土石流	次の図のとおり
山福田川右 支川（八四 五八隣）	土石流	次の図のとおり	山福田川右 支川（八四 五八隣）	土石流	次の図のとおり
十丁場川（ 八四五九）	土石流	次の図のとおり	十丁場川（ 八四五九）	土石流	次の図のとおり
十丁場川（ 八四五九隣 a）	土石流	次の図のとおり	十丁場川（ 八四五九隣 a）	土石流	次の図のとおり
十丁場川（ 八四五九隣 b）	土石流	次の図のとおり	十丁場川（ 八四五九隣 b）	土石流	次の図のとおり
三日市上川 （八四六〇）	土石流	次の図のとおり	三日市上川 （八四六〇）	土石流	次の図のとおり
三日市上川 （八四六〇 隣a）	土石流	次の図のとおり	三日市上川 （八四六〇 隣a）	土石流	次の図のとおり
三日市上川 （八四六〇 隣b）	土石流	次の図のとおり	三日市上川 （八四六〇 隣b）	土石流	次の図のとおり

三門市上川 (八四六〇 隣c)	土石流	次の図のとおり	三門市上川 (八四六〇 隣d)	土石流	次の図のとおり
大谷川左支 川(八四六 一)	土石流	次の図のとおり	大谷川左支 川(八四六 一)	土石流	次の図のとおり
中村川右支 川(八四六 二)	土石流	次の図のとおり	中村川右支 川(八四六 二)	土石流	次の図のとおり
中村川右支 川(八四六 二隣)	土石流	次の図のとおり	中村川右支 川(八四六 二隣)	土石流	次の図のとおり
中村川左支 川(八四六 三)	土石流	次の図のとおり	中村川左支 川(八四六 三)	土石流	次の図のとおり
中村川左支 川(八四六 三隣)	土石流	次の図のとおり	中村川左支 川(八四六 三隣)	土石流	次の図のとおり
共和川(八 四六四)	土石流	次の図のとおり			
共和川(八 四六四隣a)	土石流	次の図のとおり	共和川(八 四六四隣a)	土石流	次の図のとおり
共和川(八 四六四隣b)	土石流	次の図のとおり	共和川(八 四六四隣b)	土石流	次の図のとおり
共和川(八 四六四隣c)	土石流	次の図のとおり	共和川(八 四六四隣c)	土石流	次の図のとおり

各区域については、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。